

## 月会費は口座引落しでお支払いとなります。

当道場は、月会費の収納事務を明治安田収納ビジネスサービス株式会社に委託し、口座自動引落しにてお支払い頂いております。入門に際しては以下の事項をご確認の上、

**◎裏面の『預金口座振替依頼書』に記入・捺印をお願いいたします。**

### 預金口座振替依頼書のご記入・ご提出

- (1) ゆうちょ銀行・各種銀行（信用金庫）が引落とし口座に指定できます。  
※一部ご指定頂けない金融機関があります。
- (2) 用紙（裏面）の太枠内に黒のボールペンでご記入下さい。（フリクションペンは不可）
  - ・指定口座欄は、預・貯金通帳をご確認のうえ正確にご記入ください。
  - ・「ゆうちょ銀行以外の金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらか1つをご指定下さい。
  - ・ゆうちょ銀行をご指定の場合、「番号」は、末尾の“1”が右端になるようご記入下さい。
- (3) 金融機関お届け印にて2ヶ所に鮮明にご捺印下さい。  
捺印をし直す場合、印影同士が重ならないよう離して下さい。  
訂正がある場合、訂正箇所には二重線を引いて、その上に金融機関お届け印を押印して下さい。
- (4) ご記入いただきました『預金口座振替依頼書』は稽古開始手続き時に道場にお持ち下さい。  
※銀行・郵便局にはお出しにならないようご注意下さい。
- (5) 既に家族が入門されている方は本書類の提出は不要です。（同じ口座から一括引落し）

### 口座引落しについて

- ◇ 通常、入門した月とその翌月の月会費を稽古開始手続きにて現金でお預かりしますので、口座引落しは3か月目から開始となります。
- ◇ 引落しは前月の27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）ですので、前日までに残高をご確認下さい。
- ◇ 通帳の摘要欄には「MBS. キョクシンカラテ」と印字されますことをご承知おき下さい。

# 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収加)

銀行・信用金庫・労働金庫 信用組合・農協・漁協	御中	記入日(西暦)	年 月 日
----------------------------	----	---------	-------

収納代行会社名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS)

適用振替年月日	年 月 日	委託者番号	9 1 0 0 0 1 5 3 3 4
委託団体名	国際空手道連盟極真会館横浜港南支部		
顧客番号(左づめ)			

※振替(払込)日は、12日または27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

下記項目は、預・貯金通帳等をご確認のうえ正確にご記入ください

どちらかに○をつけてください

どちらかを○をつけてください

カナ名も含め必ずご記入ください

末尾の「1」が右端になるようにご記入ください

お届け印を○確認のうえ鮮明にご捺印ください

指定口座	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所	金融機関番号	店舗番号	預金種目 普通(総合) 1 当座 2	口座番号(右づめで記入)
	ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6	契約種別コード 3 0	記号(※のうしろ3桁をご記入ください ※科目がある場合は添付にご記入ください)	番号(右づめで記入)	
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田収納ビジネスサービス株式会社	払込金の種別	集金 30
	カナ預金者名		預金者名		金融機関お届け印(サイン)	捺印 ※ゆうちょ銀行の場合 捺印不要

(法人名の場合は金融機関お届けの肩書・代表者名もご記入ください。)

お客様名	カナ	
	漢字	
	電話番号	( )

契約者および預金者は、明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS) を収納代行会社として、下記の「預金口座振替規定」および「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、口座振替を依頼します。

(金融機関へお願い) この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載事項に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS) へ至急ご返送ください。  
(〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

金融機関 使用欄	不備返却事由		検印	受付印 取扱店日附印
	1 預金取引なし	3 印鑑相違		
	2 記載事項等相違	4 印鑑不鮮明	印鑑照合	
	ア. 店名	5 該当口座なし		
	イ. 預金種目	6 口座解約済		
	ウ. 口座番号	7 その他		
	エ. 口座名義	事由		
オ. 金融機関番号・店舗番号				

## — 預金口座振替規定 — ゆうちょ銀行は除く(注)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したもとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

(注)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

## 個人情報の取扱いについて

当社の個人情報の利用目的は、口座振替による料金等の集金代行・支払業務とこれに付帯関連する一切の業務であり、その範囲内で取扱います。

なお、当社の個人情報保護方針は、ホームページ(<http://www.mbskk.co.jp/>)をご覧ください。